

【 「えるぼし」 認定とは？ 】

- ◆ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づき、行動計画の策定・届出等を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マーク(通称「えるぼし」)を商品や広告などに付すことができ、女性活躍推進事業主であることを PR することができ、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることを期待できます。

- ◆ 「えるぼし」の認定の段階は 3 段階あります。「採用」、「継続就業」、「労働時間等の働き方」、「管理職比率」、「多様なキャリアコース」の 5 項目の認定基準のうち、1 つまたは 2 つを満たせば 1 段階目、3 つまたは 4 つを満たせば 2 段階目、すべてを満たせば 3 段階目となります。



- ◆ 女性活躍推進法では、
 - ① 自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
 - ② 状況把握、課題分析を踏まえ、(a)計画期間、(b)数値目標、(c)取組内容、(d)取組の実施期間を盛り込んだ行動計画の策定、策定・変更した行動計画の非正社員を含めた全ての労働者への周知及び外部への公表
 - ③ 行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出
 - ④ 女性の活躍に関する情報の公表
 が常時雇用する労働者の数が 300 人以上の事業主に対し、義務づけられています。

常時雇用する労働者が 300 人以下の事業主については、上記①～④が努力義務とされています。